

マンションの 長期修繕計画見直し費を補助します

-神戸市マンション管理適正化支援補助事業-

※本補助金の交付は1回までです。

補助の対象となるマンション

1. 神戸市に所在する分譲マンション
2. 長期修繕計画が作成済みであり、最終更新した年度の4月1日から10年以上経過していること（2017.3.31以前に更新）
3. 専有面積の1/2以上が住宅用途であること
4. 竣工した年度の4月1日から40年以上経過していること（1987.3.31以前に竣工）
5. 原則として建築基準法その他関係法令に適合していること
6. マンション管理状況の届出をしていること

補助申請できる人

マンション管理組合の理事長 ※申請前に、すまいるネットでの面談（電話または来所）が必要です

補助の対象となる経費

1. 国の長期修繕計画標準様式※に準拠した長期修繕計画に見直しするにあたり外部専門家に委託する費用
2. 住宅部分とそれ以外の用途に供する部分が併存するマンションは、全体共用部分及び住宅共用部分に係る長期修繕計画の見直し費用のみ

※「長期修繕計画作成ガイドライン」国土交通省（令和6年6月改定）参照

補助金の額

補助対象経費（消費税除く）×1/2 （上限15万円）

※千円未満の端数が生じた場合は切り捨て

申請時の提出書類

申請締切日：令和8年12月25日

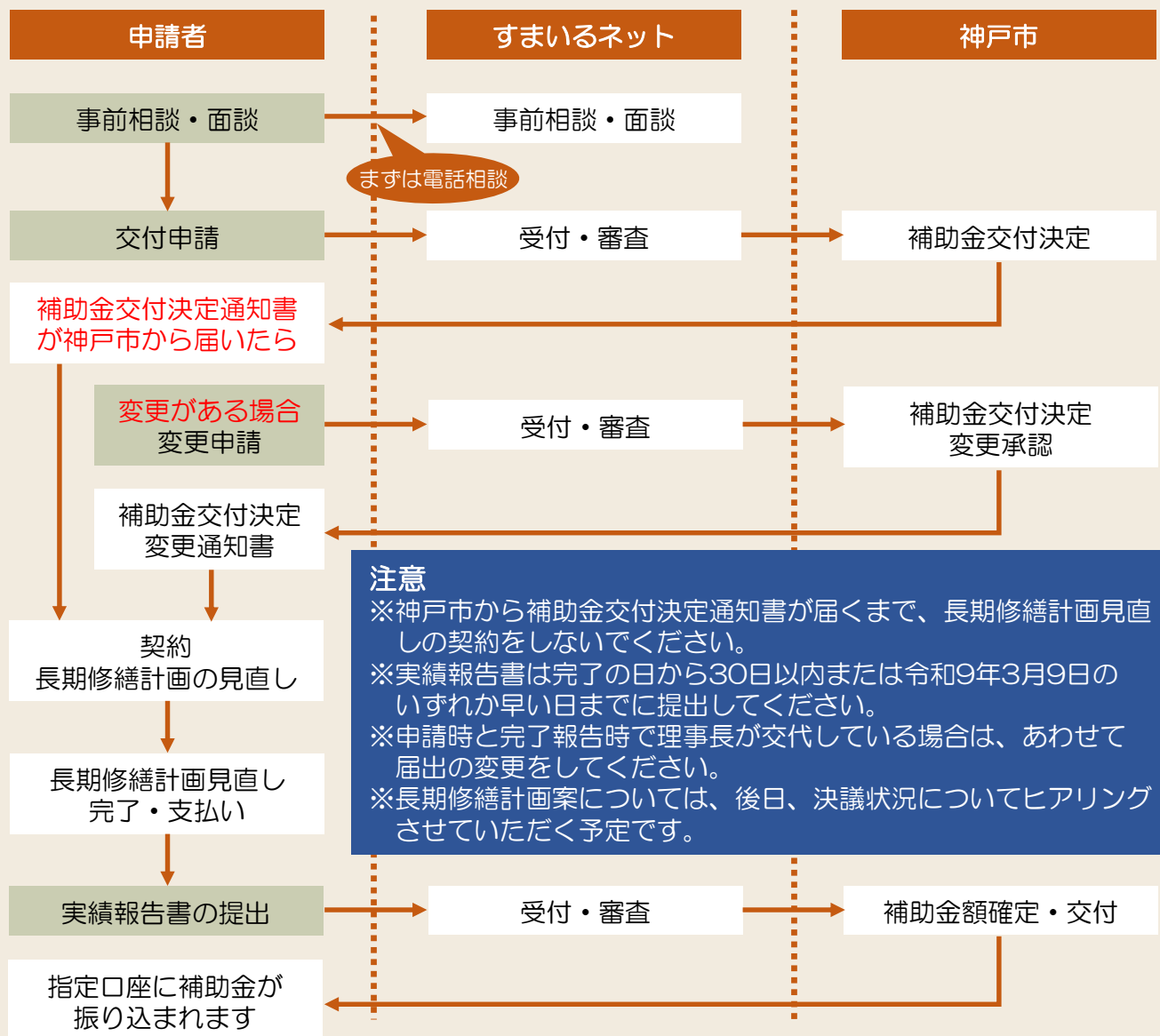
| 申請書類 | 注意事項 |
|-------------------------------------|---|
| ①補助金交付申請書（様式第1号） | 申請者が管理組合理事長であること |
| ②補助金の交付申請及び補助対象事業の実施に関する証書（様式第1号-2） | |
| ③補助事業概要書（様式第1号-4） | |
| ④マンションの配置図 | 敷地形状、マンションの棟数、配置がわかるもの |
| ⑤見積書の写し | 補助対象項目と補助対象外項目を分けること |
| ⑥補助対象経費算出根拠資料（併設用途がある場合） | 算出表、管理規約等 |
| ⑦委任状 | ・申請者以外の代理人が申請する場合のみ ・受任者の本人確認書類（免許証等）のコピーを添付又は提示 |

見直し完了後の提出書類

実績報告書締切日：完了の日から30日以内または令和9年3月9日のいずれか早い日

| 申請書類 | 注意事項 |
|---------------------|-------------------------|
| ①補助事業完了実績報告書（様式第7号） | |
| ②長期修繕計画見直しに係る契約書の写し | 補助金交付決定日以降に契約すること |
| ③委託先からの領収書の写し | 長期修繕計画見直し費の支払いが完了していること |
| ④長期修繕計画書の写し | 国の標準様式に準拠したもの |

申請から補助金交付までの流れ



注意
 ※神戸市から補助金交付決定通知書が届くまで、長期修繕計画見直しの契約をしないでください。
 ※実績報告書は完了の日から30日以内または令和9年3月9日のいずれか早い日までに提出してください。
 ※申請時と完了報告時で理事長が交代している場合は、あわせて届出の変更をしてください。
 ※長期修繕計画案については、後日、決議状況についてヒアリングさせていただく予定です。

神戸市すまいの安心支援センター すまいるネット

〒653-0042 神戸市長田区二葉町5丁目1-1 アスタくにつか5番館2階

TEL：078-647-9908

FAX：078-647-9912

受付時間：10時～17時(水曜・日曜・祝日定休)



すまいるネット 神戸

★マンション管理に関するお悩みは、専用ダイヤル「078-647-9955」にご相談ください